

『高校生総合補償制度』『自転車総合補償制度』のご案内

**実りある高校生活に
大きな安心を！**

**福島県高P連の
高校生総合補償制度で
様々なリスクに備えましょう！**



福島県高等学校PTA連合会
会 長 黒森 陽一
(福島高等学校PTA会長)

お子さまのご入学を心からお慶び申し上げます。

高校生活が実り多い素晴らしいものとなりますよう、お祈り申し上げます。

このたびご案内する「高校生総合補償制度」及び「自転車総合補償制度」は、団体契約のスケールメリットを活かして割引率20%が適用され、掛け金が非常に割安となっている補償制度です。これは福島県高等学校PTA連合会が30年来導入している制度であり、2020年12月末現在で両制度あわせ県内で約15,000人の高校生が加入しております。

昨今、自転車が関係する事故は増加しており、誰もが被害者にも加害者にもなりうる状況にあります。高額な賠償判例も出されており、補償内容の充実した保険への加入が、何よりも安心をもたらします。本連合会では高校生による交通事故(自転車・バイク)の根絶を期して「4+1ない運動」を展開しておりますが、その推進策の一環としても本制度を導入しているところです。

また、2019年度から、従来の補償に加え、オプションとして親権者向けの弁護士費用のプラン(弁護のちから)も設けて補償内容のさらなる充実を図っております。事故の被害者になった場合や、SNS等でのトラブル時にも「弁護のちから」がスムーズな解決に役立ちます。

この機会に、ぜひ本制度をご利用賜りますようお願い申し上げます。

■お問い合わせ先■

取扱代理店：パンフレット裏表紙に記載のある指定代理店へお問い合わせください。

引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社

パンフレット裏表紙に記載の最寄りの営業所へお問い合わせください。

(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

福島県高等学校PTA連合会

高校生総合補償制度・ 自転車総合補償制度 のご案内

特長・1

団体割引

20%

(3,000人以上ご加入の場合)
団体契約のため
低廉な保険料です。

(傷害総合保険・自転車総合保険)

特長・2

日常生活や、
クラブ活動中の
ケガも幅広く
補償します。

※自転車総合保険を除きます。

特長・3

新型コロナウイルス等の
特定感染症や
熱中症も
補償します。

※自転車総合保険を除きます。

特長・4

地震、噴火
またはこれらによる
津波による
ケガも補償します。

※自転車総合保険を除きます。

特長・5

個人賠償責任補償

最大 3 億円

すべてのプランに
「示談交渉サービス」が
セットされています。

※S1プランの場合

特長・6

オプションで
「弁護のちから」に
加入することが
できます。

安心、安全な
高校生活のために
ぜひご加入ください



お申込締切日
(郵便局でのお振込日)

2021年4月6日(火)

保険期間:3年間
(補償開始日)

2021年4月8日(木)午前0時 ~ 2024年3月31日(日)午後4時

福島県高等学校PTA連合会

(引受保険会社:損害保険ジャパン株式会社)

本パンフレット詳細版は、福島県高等学校PTA連合会
公式ホームページにも掲載されております。下記のQRコードを読み取るか、
インターネットで「福島県高P連」と検索してください。

▶ 直接URLを入力する場合はこちら
福島県高P連ホームページ

<https://www.fukushima-koupren.com/>

福島県高P連 検索



高校生活3年間の「安心」と「安全」を提供する補償制度です!

高校生総合補償制度(傷害総合保険)・自転車総合補償制度

2020年度募集より払込手数料は、福島県高P連負担となりました。

2020年度募集より払込手数料は、福島県高P連負担となりました。

補 償 内 容		疾病+傷害 24時間補償プラン	
		日常生活も含めて補償します（自転車事故も含みます。）	
		S1プラン	おすすめ S2プラン
個人賠償責任(自転車事故の場合)※自転車総合保険では賠償責任		3 億円	2 億円
個人賠償責任(自転車事故以外の場合)			
傷 害 (ケガ)	死亡・後遺障害保険金(自転車事故の場合)	136.0 万円	284.1 万円
	死亡・後遺障害保険金(自転車事故以外の場合)		
	入院保険金日額(自転車事故の場合)	3,600 円	3,000 円
	入院保険金日額(自転車事故以外の場合)		
	手術保険金	入院保険金日額×10倍(入院時)、 入院保険金日額×5倍(外来時)	
	通院保険金日額(自転車事故の場合)	2,000 円	1,000 円
	通院保険金日額(自転車事故以外の場合)		
疾 病 (病気)	疾病入院保険金日額	3,600 円	3,000 円
	疾病手術保険金	疾病入院保険金日額×10倍(入院時)、 疾病入院保険金日額×5倍(外来時)	
	疾病退院後通院保険金日額	2,000 円	1,000 円
育英費用保険金		100 万円	100 万円
緊急費用保険金(20,000円)		○	○
特定感染症危険補償特約		○	○
細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約		○	○
熱中症危険補償特約		○	○
天災危険補償特約(地震、噴火またはこれらによる津波)		○	○
掛金【3年一括】 (制度運営費200円含む)		36,000 円 うち損害保険料35,800円	30,400 円 うち損害保険料30,200円
【ご参考】1年あたりに換算した掛金		約 12,000円	約 10,133円

※保険料のうち、疾病保険特約保険料については介護医療保険料控除の対象となります。(2020年11月現在)

被害事故や法的トラブルに対して備える場合は、弁護のちからもあわせてご加入ください!

弁護のちからプラン(弁護士費用補償特約) 保険料表

被害事故の場合、弁護士法72条で禁止される「非弁行為」に該当するため、保険会社は示談交渉を行うことはできません。示談交渉は弁護士のみが行うことができるため、弁護士費用補償があると安心です!

※保険期間3年、団体割引20%、一時払

補 償 内 容			Pプラン
弁護士費用	被保険者は保護者1名を指定していただきます。 本人だけでなく、生徒のトラブルについても補償対象となります。	法律相談費用 (自己負担額1,000円)	通算 5 万円 限度
		弁護士委任費用 (自己負担割合10%)	通算 200 万円 限度
傷害(ケガ)	被保険者は保護者1名を指定していただきます。	死亡・後遺障害 (交通傷害危険のみ補償特約)	164 万円
保険料【3年一括】			8,500円
【ご参考】1年あたりに換算した保険料			約 2,834円

(自転車総合保険)の保険料一覧 (団体割引20%を適用した福島県高P連独自の制度です。)

※保険期間3年、職種級別A級、団体割引20%、一時払

傷害24時間補償プラン (自転車重点型)	傷害24時間補償プラン	自転車限定補償プラン
日常生活も含めて補償します(自転車事故も含みます。)		自転車事故のみ補償します。
おすすめ ABプラン	Aプラン	Bプラン
2 億円	2 億円	1 億円
326.9 万円		—
161.5 万円	114.6 万円	152.3 万円
8,000 円		—
2,000 円	2,000 円	3,000 円
		—
入院保険金日額×10倍(入院時)、 入院保険金日額×5倍(外来時)	入院保険金日額×10倍(入院時)、 入院保険金日額×5倍(外来時)	—
5,000 円		2,000 円
1,000 円	1,000 円	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
100 万円	—	—
○	○	×
○	○	×
○	○	×
○	○	×
○	○	×
24,000 円 うち損害保険料23,800円	18,500 円 うち損害保険料18,300円	5,500 円 うち損害保険料5,300円
8,000 円	6,100 円	約1,833 円

(注) 加入タイプABについて、「自転車事故の場合」は自転車総合保険(国内のみ補償)と傷害総合保険(国内外補償)、「自転車事故以外の場合」は傷害総合保険からのお支払いとなります。また、手術保険金は入院中に受けた手術は自転車事故以外の場合の入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は自転車事故以外の場合の入院保険金日額の5倍の額をお支払いします。
また、特定感染症危険補償特約、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約、熱中症危険補償特約、天災危険補償特約は傷害総合保険にセットされる特約です。

万が一の時には、加害者にも被害者にもなってしまいかもかもしれません。「高校生総合補償制度・自転車総合補償制度」と「弁護のちから」をあわせてご加入いただくことで、高校生活にまつわるさまざまなリスクをカバーします!

**加害事故の場合は示談交渉サービスが
ご利用いただけます。**
(国内のみ損保ジャパンが示談交渉を行うことができます。)

**被害事故の場合、法律上、損保ジャパンは示談交渉を行うことが
できません。**このような場合、**弁護のちから**にご加入いただくこ
とで弁護士委任費用を補償することができます。また、**弁護士
紹介サービス**を利用することもできます。

生徒自身のケガや
相手への賠償責任への備え
(S1プラン・S2プラン・
ABプラン・Aプラン・Bプラン)

⇒補償の詳細はパンフレットP.5以降をご参照ください。



【オプション】
被害事故や法的トラブルへの備え
(弁護のちからPプラン)

⇒補償の詳細はパンフレットP.7以降をご参照ください。

オプション加入で被害事故や法的トラブル時も安心

ご加入手続きについて

2021年4月6日(火)までに同封の
払込取扱票に必要事項をご記入のうえ、
最寄りの郵便局より掛金をお振込みください。
(払込手数料は福島県高P連負担となります。)
記入方法は別添の払込取扱票の
記載例をご参照ください。

■ 掛金一覧

2020年度募集より払込手数料は、福島県高P連負担となりました。

3年分一括
制度運営費200円含む

	S1+Pプラン	S2+Pプラン	AB+Pプラン	A+Pプラン	B+Pプラン
おすすすめ 弁護のちからあり	44,500円	38,900円	32,500円	27,000円	14,000円
弁護のちからなし	36,000円	30,400円	24,000円	18,500円	5,500円

いじめやSNSトラブル時も
安心です

病気の場合も
補償します

自転車事故に限らず、高校生活にまつわる
さまざまなリスクに対して総合的に補償します

団体契約について

保険料は1～2ページに高校生総合補償制度・自転車総合保険制度の保険料を記載しました。
すべてのプランに団体割引20%を適用しております。

※本割引は加入者数が3,000名以上5,000名未満の場合の割引です。

※加入者数が3,000名に満たない場合や5,000名以上の場合は団体割引が変更となり、保険料の変更なく、
死亡・後遺障害保険金等が調整されます。

楽しいはずの高校生活にもこんな危険が!!

過去の発生した事故(例) ※実際のお支払いはご加入の内容やおケガの状態により異なります。

	事故の状況	お支払内容
死亡事故	自転車で道路横断中に車と衝突し死亡。	死亡保険金 770万円
傷害事故	自転車で走行中に、転倒して右足を骨折。入院48日。	入院保険金 288,000円
	傘が自転車の前輪に接触し転倒、頭部外傷、打撲。入院4日通院22日。	入院保険金 24,000円 通院保険金 88,000円
	部活活動中に転倒し大腿骨骨折。入院116日、通院26日。	入院保険金 232,000円 通院保険金 26,000円
	自転車で走行中に道路上にあった測量機器にぶつかり壊してしまった。	賠償保険金 53万円
賠償事故	自転車で走行中に他人に衝突、相手は頭部を強打して死亡。	賠償保険金 2,400万円
	自転車で走行中に他人と接触、相手は転倒時に頭を打って死亡。	賠償保険金 2,600万円

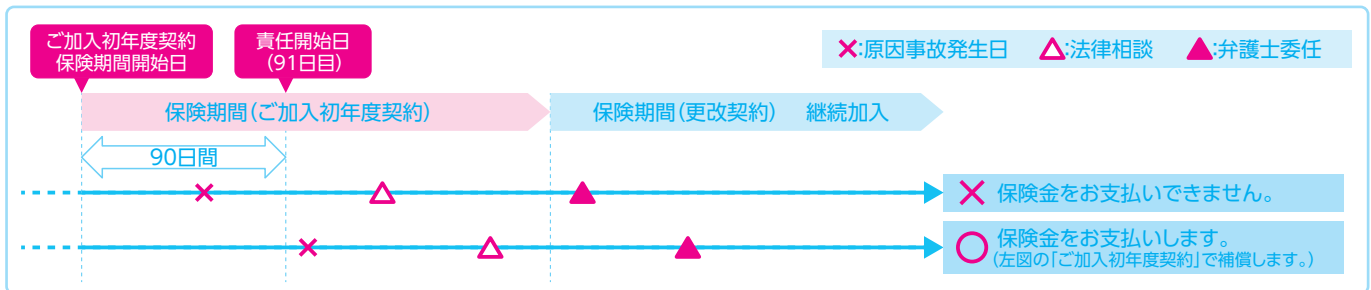
弁護士費用補償に関する保険責任について

- 保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まりますが、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 保険金請求権者が保険期間中に最初の法律相談または弁護士委任を行った場合に、保険金をお支払いします。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金が支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談または弁護士委任が行われたものとみなし、保険金の限度額を適用します。

【「保険責任の開始」と「原因事故発生日および法律相談・弁護士委任と保険期間との関係」(イメージ図)】



【「人格権侵害に関するトラブル」の場合の保険責任の開始(イメージ図)】



(注)「人格権侵害に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります(責任開始日)。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたこれらのトラブルについては、保険金をお支払いできません。

よくあるご質問

Q.1 P.5～P.6の「高校生総合補償制度・自転車総合補償制度」とP.7以降の「弁護のちから」プランはなぜ分かれていますか？

「高校生総合補償制度・自転車総合補償制度」はお子さまの高校生活に関するケガと加害事故を補償するもので、被保険者をお子さまとして補償します。一方、「弁護のちから」プランは親権者の方を被保険者として被害事故の際の弁護士委任費用等を補償するものです。被保険者が異なるため、プランとしては別々の記載となっております。

「弁護のちから」では、親権者の方1名を指定して、被保険者とするご契約形態ですが、被保険者ご本人だけでなく、お子さまが遭遇されたトラブルについても補償対象となります。



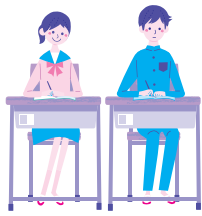
Q.2 「高校生総合補償制度・自転車総合補償制度」に示談交渉サービスがセットされているため、「弁護のちから」プランは必要ないのではないですか？

「示談交渉サービス」は被保険者に過失がある場合に、保険会社が被保険者に代わり、示談交渉を行うもので、被保険者に過失のある被害事故の場合に利用できるものです。

一方、被保険者に過失のない被害事故の場合は、保険会社が被保険者のかわりに示談交渉を行うことが法律上できません。事故の相手方が誠実に対応しない場合などは、独自に弁護士に相談・委任をして、解決を図る必要があります。

そのようなケースで、「弁護のちから」プランに加入していれば、損保ジャパンの「弁護士紹介サービス」から弁護士の紹介を受けることができ、弁護士委任費用の補償も受けることができます。

「高校生総合補償制度」・「自転車総合補償制度」の補償内容例



(傷害総合保険 + 自転車総合保険)

① 傷害(ケガ)の補償

ご加入のお子さま本人が対象

●自転車事故によるケガ

- ・ 自転車で転倒して骨折。5日間入院し、手術を行った。

●自転車事故以外のケガ

- ・ 階段で転倒して骨折。5日間入院し、手術を行った。
- ・ 部活動中に靱帯を断裂した。



② 個人賠償責任補償(高校生総合補償制度の場合) 賠償責任補償(自転車総合補償制度の場合)

ご家族全員が対象

●自転車事故による損害賠償責任

- ・ 自転車で登校中に歩行者にぶつかりケガをさせてしまった。
- ・ 誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせた。

●日常生活における損害賠償責任(自転車以外)

- ・ 買い物中に商品を壊してしまった。
- ・ 歩行中に他人とぶつかり、ケガをさせてしまった。
- ・ 誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせた。



③ 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒補償

ご加入のお子さま本人が対象

- ・ 細菌性食中毒により、1週間入院した。

④ 特定感染症補償

ご加入のお子さま本人が対象

- ・ O-157に感染し、2週間入院した。



⑤ 天災危険補償

ご加入のお子さま本人が対象
(育英費用補償のみ扶養者)

- ・ 地震で、崩れた家財によりケガをした。
- ・ 噴火で、飛んできた石でケガをした。
- ・ 津波で、流されて後遺障害を負った。



- 保険金のお支払方法等重要な事項は、WEB掲載のパンフレットに記載されていますので、必ずご参照ください。
- プランによってセットされている補償項目や保険金額が異なります。
ご加入プランを選ばれる際は、セットされている補償項目をプラン表でご確認ください。

⑥ 熱中症補償

ご加入のお子さま本人が対象

- ・部活動中に熱中症になり、
3日間入院した。



⑦ 疾病(病気)の補償

ご加入のお子さま本人が対象

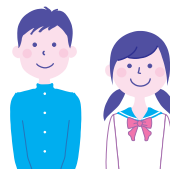
- ・盲腸により1週間入院した。



⑧ 育英費用

扶養者の方本人が対象

- ・保護者に万一のことがあった場合に、
生徒の育英費用を賄った。



⑨ 緊急費用補償

ご加入のお子さまの親族対象

- ・お子さまの親族がケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に緊急に生じる費用に対して保険金をお支払いします。

中途加入について

本制度では、入学時に加入手続きを行わなかった場合も、随時加入することができます。
(保険料をお振込みいただいた翌日の午前0時より補償が開始します。)
中途加入時の保険料は本パンフレットの最終面に記載の問い合わせ窓口である
損保ジャパン営業店までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

高校生総合補償制度と保護者が加入する他の保険の整理

- <考え方> 賠償については、実際の損害を補償 ⇒ 複数の契約で支払対象となる場合も、支払われる保険金は保険金額を限度に実際の損害額までを補償します。
- 傷害・疾病については、定額で補償 ⇒ 複数の契約で支払対象となる場合も、それぞれの契約で決められた保険金その他の保険金に関係なく支払われます。(複数の契約から保険金支払が受けられます。)

	自転車通学中の事故	左記以外の日常生活での事故
賠償	自動車・火災・傷害保険等に個人賠償責任を補償する特約がセットされている場合は、補償対象となります。 なお、高校生総合補償では示談交渉サービスがセットされており、相手方との交渉の負担がかかりません。	自転車通学中と同じです。
ケガ (生徒自身)	通常、自動車保険では対象外となりますので、高校生総合補償で補償します。 特約等で補償される場合においても、高校生総合補償から別途保険金支払いを受けることができます。	通常、自動車保険では対象外となりますので、高校生総合補償で補償します。※Bプランを除く (契約自動車搭乗中であれば、自動車保険で補償されます。) 他の傷害保険等で補償される場合においても、高校生総合補償から別途保険金支払いを受けることができます。
疾病 (生徒自身)	生命保険等で補償される場合においても、高校生総合補償から保険金支払いを受けることができます。 (S1・S2プランの場合)	

本ページからは「弁護のちから」のご案内になります。 「弁護のちから」にご加入いただく場合は、



もしも

あなた自身や大切なお 法的トラブルに巻き込まれた

Q.1 あなたや、あなたの身の回りの家族や友人などで法的トラブルが 起こったことはありますか？

実は、私たちの身の回りでは、さまざまなトラブルが起きています。

▶「ある」と答えた方 **15.4%** (約6.5人に1人)

出典:平成21年 内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」

(注)「ある」と答えた人が挙げた法的トラブルには、「弁護のちから」では補償対象とならないトラブル(多重債務、医療事故など)も含まれています。

身近なトラブルとして、以下のような事例が挙げられます。



歩行中に自転車に
衝突された



こどもが学校で
いじめを受けている

例えば あなたが歩行中に自転車に衝突され大ケガをした場合…

相手方の態度が悪く、
誠実な対応してくれない。
訴えを起こしたいけれど、
具体的にどうすれば
いいのかな…

仕事が忙しくて
なかなか時間がとれないわ。
専門知識がないから
対応に時間が
かかりそう…

治療費や休業損害を
相手方に請求したいけれど、
どのくらいの額を、
どうやって請求すれば
いいのかな…



このような法的トラブルを、
ご自身のちからだけで
解決するのは大変です。

実際の手続きや、
その時間的な負担はもちろん、
ご家族も含めた精神的な負担の
大きさは計り知れません。

「弁護のちから」では、SNSトラブル等も補償対象となります。近年

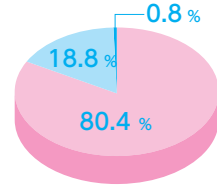
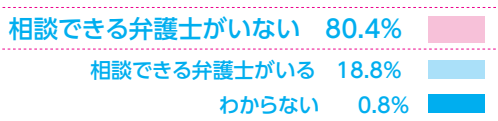
「高校生総合補償制度」「自転車総合補償制度」とセットで加入していただく必要があります。

子さまが ら、どうしますか？

万が一、法的トラブルに巻き込まれた場合、無理して抱えこむことなく、
専門家である「弁護士」に相談できたら安心です。でも…

Q.2 法的トラブルにあったときに相談できる弁護士がいますか？

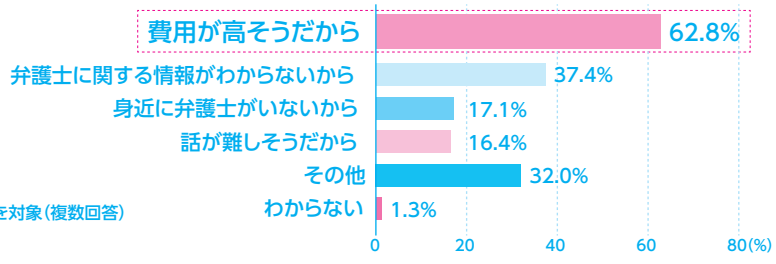
「身近に相談できる弁護士がいない」
という方が多いのが現状です。



出典:平成21年 内閣府大臣官房政府広報室
「総合法律支援に関する世論調査」をもとに損保ジャパンにて作成
全国の20歳以上 3,000人のうち有効回答数1,684人

Q.3 弁護士への相談を迷う、または、相談しない理由は何ですか？

「相談したいけれど費用が高そう」と
感じている人が約6割もいます。



出典:平成21年 内閣府大臣官房政府広報室
「総合法律支援に関する世論調査」
弁護士への相談を迷う、または、相談しないと回答した 1,019人を対象(複数回答)

日常生活におけるケガや賠償事故への備えだけでなく、
法的トラブルに巻き込まれたときに「弁護士」をもっと身近に活用するための備えがほしい…

そのような声にこたえて、**弁護のちから**を
高校生総合補償制度とセットでご加入いただくことで
弁護士費用補償 **ケガの補償** **個人賠償責任補償** の3つの補償で
あなたの日常生活と生徒の学校生活を守ります!!

増加するSNSトラブル時の対応も弁護士への委任により安心です。

1 弁護士費用補償

“弁護のちから”が支える2つのトラブル

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

トラブルの当事者



被保険者ご本人だけでなく、お子さま^(※1)が遭遇されたトラブルについても対象となります。

人格権侵害^{(※2)(※3)}

- こどもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- 昔の恋人からストーカー行為をされている。
- SNS上でいわれもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。



被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- 近所に住む若者に自宅の壁に落書きをされた。
- インターネット通販の会社から本物といつわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。



! 以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
 - 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
 - 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
 - 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル
 - 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- など

(※1) 被保険者が親権を有する、未成年かつ未婚の子が対象となります。

(※2) 人格権侵害に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。

(※3) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

高校生総合補償制度・自転車総合補償制度と弁護のちからプランの違いにつ

高校生総合補償制度・
自転車総合補償制度
(S1・S2・AB・A・Bの各プラン)

被保険者(補償を受けられる方)に生徒本人を指定してご加入いただきます。
学校生活や日常生活における生徒自身のケガや賠償事故の際に補償します。



2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。

国内補償^(※)

① 法律相談費用保険金

弁護士へ法律相談を行うときに負担した法律相談費用を補償します。

■保険金額
(保険期間1年につき)

通算 **5万円** 限度

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する
法律相談にかかった費用

自己負担額
(免責金額) **1,000円**

② 弁護士委任費用保険金

弁護士へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士委任費用を補償します。

■保険金額
(保険期間1年につき)

通算 **200万円** 限度

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する
弁護士委任にかかった費用

×(100%－自己負担額 **10%**)

(※)日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。

⚠ いずれの保険金も、弁護士への法律相談および委任契約の締結前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

お支払事例(被害事故に関するトラブル)

昔の交際相手にストーカー被害を受けている。自分だけで対応するのはこわいので、弁護士に間に入ってもらい交渉を行った。2回の話し合いの末、本当に嫌がっていることを相手が理解し、今後は付きまとわないと約束をしてくれたため、合意書面を作成した。

法律相談にかかった費用

1万円

法律相談費用保険金のお支払額

1万円－1,000円(自己負担額) = **9,000円**

弁護士委任にかかった費用

40万円

着手金 15万円、報酬金 25万円

弁護士委任費用保険金のお支払額

40万円×(100%－10%(自己負担割合)) = **36万円**

合計 **36万9,000円**をお支払い



金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

相談できる弁護士が身近にいらなくても安心!「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

「緊急時被害事故トラブルサポート」

被害事故に遭遇し緊急の対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。警察OB等トラブル対応の専門コンサルタントが、緊急時の対応等についてアドバイスさせていただきます。

(注1)本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。

(注2)ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。

(注3)ご利用は日本国内からにかぎりません。

(注4)本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(注5)「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、右記窓口または取扱代理店までご連絡ください。【受付時間】24時間365日 0120-727-110

弁護のちからプラン (Pプラン)

被保険者(補償を受けられる方)に親権者1名を指定してご加入いただきます。学校生活や日常生活において、生徒や親権者が被害事故や人格権侵害による法的トラブルにあった際の弁護士費用を補償します。また、親権者が交通事故にあった際の親権者自身のケガについても補償します。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。
【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。
また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み：この商品は傷害総合保険普通保険約款、自転車総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者：福島県高等学校PTA連合会
- 保険期間：2021年4月8日午前0時から2024年3月31日午後4時（卒業予定日）まで3年間となります。
- 申込締切日：2021年4月6日
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者：福島県高等学校PTA連合会傘下高等学校の新入生の皆さまを被保険者とし、親権者を加入者（保険料負担者）としてご加入いただきます。
 - 被保険者：福島県高等学校PTA連合会傘下高等学校の新入生（「保険期間末日に年齢が満23歳未満」または「学校教育法に定める学校の学生・生徒」）にかぎりず。弁護のちからプランの場合、親権者が被保険者となります。
 - 扶養者：育英費用補償特約をセットする場合、あらかじめ補償対象となる扶養者をご指定いただきます。扶養者としてご加入時にご指定できる方は、原則として、被保険者と同居されている親権者のうち、そのご家族の生計を主として維持されている方（収入の最も多い方）にかぎりず。
 - お支払方法：専用の払込取扱票で、ご加入時に一括してお支払いいただきます。
 - お支払方法：ご加入希望の方は、4月6日までに同封の払込取扱票にて保険料を、ゆうちょ銀行より加入者のお名前でお振込みください。ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。
 - 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、保険料をお支払いいただいた日の翌日午前0時から2024年3月31日午後4時までとなります。中途加入保険料につきましては、損保ジャパンまでご照会ください。
 - 中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の損保ジャパンまでご連絡ください。
 - 保険契約開始時点のご加入人数により、保険金額を調整する場合がありますのであらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【傷害総合保険（お子さま本人のケガの補償）】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ^(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。
(※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。
「熱中症危険補償特約」がセットされていますので、日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。
(注) 保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。
「急激かつ偶然な外来の事故」について
■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
(注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類			保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
お子さまの補償	傷害（国内外補償）	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に発生した事故によるケガに対して、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為 ^(※1) を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの ⑩ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 など
		後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険年度ごとに、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）	
		入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数（1,000日限度）	
	手術保険金	手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりず。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) ＜入院中に受けた手術の場合＞手術保険金の額＝入院保険金日額×10（倍） ＜外来で受けた手術の場合＞手術保険金の額＝入院保険金日額×5（倍） (※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりず。	
		通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数（事故の発生の日から1,000日以内の90日限度） (注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等（※）を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※) ギプス、ギプスソーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸部固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含まれません。 (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害（国内外補償）	【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約】 特定感染症^(※)を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金（180日限度）、通院保険金（180日以内の90日限度）をお支払いします。 また、発病の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、被保険者の親族等が負担された葬祭費用（実費）に対し、300万円を限度として葬祭費用保険金をお支払いします。 ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。 (※)「特定感染症」とは、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」により指定された新型コロナウイルス感染症および「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2020年11月現在、結核、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。）、腸管出血性大腸菌感染症（O-157を含みます。）等が該当します。	

【傷害総合保険（お子さま本人の疾病の補償）】

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合、退院後に通院された場合に保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
お子さまの補償 疾病（病気）（国内外補償）	疾病入院保険金 保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合に、1回の入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。 $\text{疾病入院保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times \text{入院した日数}$	
	疾病手術保険金 以下の(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払いします。 (1) 保険期間中に疾病を被り、その疾病の治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術^(※1)を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術^(※2) ③放射線治療に該当する診療行為 $\begin{aligned} <\text{入院中に受けた手術の場合}> \text{疾病手術保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times 10 \text{ (倍)} \\ <\text{外来で受けた手術の場合}> \text{疾病手術保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times 5 \text{ (倍)} \end{aligned}$ (※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術（レーシック手術等） (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (2) 骨髄幹細胞採取手術^(※1)を受けた場合は、保険期間中に確認検査^(※2)を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。 (※1) ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後を受けた場合にお支払いの対象となります。なお、提供者と受容者が同一となる自家移植の場合は、保険金をお支払いしません。 (※2) 「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。 疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。 (1) 時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (2) 同一の手術（同一の先進医療に該当する手術を含みます。）を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術^(※1)に該当するときは、同一手術期間^(※2)に受けた一連の手術^(※1)については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (※1) 一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 (※2) 同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 (3) 医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。 (4) 放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑤傷害 ⑥妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等^(※)の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害など (※)「療養の給付」等 公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。
	疾病退院後通院保険金 保険期間中に疾病を被り、継続して4日を超えて入院し、退院後の通院責任期間に通院した場合、1回の通院責任期間につき90日を限度として、通院した日数に対し、通院1日につき疾病退院後通院保険金日額をお支払いします。ただし、1回の入院について、最初の入院の開始日からその日を含めて1,000日を経過した日の翌日以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。 また、疾病入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、疾病退院後通院保険金をお支払いしません。 $\text{疾病退院後通院保険金の額} = \text{疾病退院後通院保険金日額} \times \text{通院した日数}$	

(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い額を支払います。

- ①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
- ②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任（国内外補償）	個人賠償責任（国内外補償）（注1）	日本国内または国外において、被保険者^{（※1）}が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします（自己負担額はありせん）。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者^{（※1）}の日常生活（住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。）に起因する偶然な事故（例：自転車運転中の事故など）により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で受託した財物（受託品）^{（※2）}を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等^{（※3）}を運行不能にさせた場合 （※1）この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎりません）。ただし、本人に関する事故にかぎりません。 カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎりません）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 （※2）次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、自動車（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング（フリッククライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 など （※3）「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両^{（※1）}、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩環境汚染に起因する損害賠償責任 ⑪受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害 ⑫受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故 ・置き忘れ^{（※2）}または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹（ひょう）、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など （※1）次のア. からウ. までのいずれかに該当するものを除きます。 ア. 主たる原動力が人力であるもの イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ. 身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの （※2）保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。
	特別費用	扶養者^{（※1）}が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で扶養不能状態^{（※2）}となった場合、育英費用の保険金額の全額をお支払いします。 （※1）「扶養者」とは、被保険者を扶養する方で加入依頼書等記載の方をいいます。 （※2）「扶養不能状態」とは、次の①または②のいずれかに該当する状態をいいます。 ①事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ②①以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害が生じた場合 （注）「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。 親族^{（※）}が急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、被保険者が葬儀に参列するための費用等の緊急に生ずる費用に対して、緊急費用の保険金額の全額をお支払いします。 （※）次の①または②の方をいいます。 ①被保険者の父母 ②被保険者の兄弟姉妹 （注）緊急費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それぞれの契約のうち最も高い保険金額となります。他の保険契約等から保険金が支払われた場合は、損害額からその金額を差し引いてお支払いします。	①故意または重大な過失 ②扶養者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③扶養者の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤扶養者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥扶養者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） ⑨扶養者が扶養不能状態となった時に扶養者が被保険者を扶養していない場合 など ①故意または重大な過失 ②親族の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③親族の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④親族の脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤親族の妊娠、出産、早産または流産 ⑥親族に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 など

（注1）補償内容が同様のご契約^{（※1）}が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^{（※2）}。

（※1）傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

（※2）1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

（注2）複数のご契約にセットされても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。

【弁護士費用補償（弁護士費用総合補償特約）】

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合						
弁護士費用（日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象）	弁護士費用（注） 法律相談費用保険金 + 弁護士委任費用保険金	被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下①・②のいずれかに該当するトラブル（※1）について、弁護士への法律相談または委任を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、保険期間中に法律相談費用または弁護士委任費用を負担することにより被った損害に対して、法律相談費用保険金または弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。	【全トラブルに共通の事由】 ①故意、重大な過失または契約違反 ②自殺行為（※）、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の使用 ④戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥国または公共団体の強制執行または即時強制 ⑦財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等。ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合は除きます。 ⑧被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル ⑨主として被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子の職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する事由 ⑩債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル（過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。）。ただし、詐欺による被害事故に関するトラブルを除きます。 ⑪保険契約または共済契約に関する事由 ⑫被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子とその親族との間で発生した事由 ⑬環境汚染 ⑭環境ホルモン、石綿またはこれと同種の有害な特性に起因する事由 ⑮騒音、振動、悪臭、日照不足等 ⑯電磁波障害 など						
		なお、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。							
		■被害事故に関するトラブル ケガを負わされた、財物を壊された、盗難または詐欺にあった等（※2）の被害を被ったことによるトラブルをいいます。							
		■人格権侵害に関するトラブル 不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉き損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。							
		（注1） 警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。							
		（注2） 原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したことによるトラブルに対しては、保険金をお支払いしません。							
		<table><tr><th>保険金種類</th><th>お支払いする保険金の額</th></tr><tr><td>法律相談費用保険金</td><td>法律相談（※3）の対価として弁護士に支払われるべき、事前に損保ジャパンの同意を得た費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談費用の保険金額を限度とします。 法律相談費用保険金の額 = 損害の額 - 自己負担額1,000円</td></tr><tr><td>弁護士委任費用保険金</td><td>弁護士委任（※3）によりトラブルを解決するために要する、事前に損保ジャパンの同意を得た着手金、報酬金、手数料、訴訟費用および諸経費（※4）を負担することにより被った損害に対し、弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士委任費用の保険金額を限度とします。なお、顧問料および日当は、対象となりません。 弁護士委任費用保険金の額 = 損害の額 × (100% - 自己負担割合10%)</td></tr></table>	保険金種類	お支払いする保険金の額	法律相談費用保険金	法律相談（※3）の対価として弁護士に支払われるべき、事前に損保ジャパンの同意を得た費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談費用の保険金額を限度とします。 法律相談費用保険金の額 = 損害の額 - 自己負担額1,000円	弁護士委任費用保険金	弁護士委任（※3）によりトラブルを解決するために要する、事前に損保ジャパンの同意を得た着手金、報酬金、手数料、訴訟費用および諸経費（※4）を負担することにより被った損害に対し、弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士委任費用の保険金額を限度とします。なお、顧問料および日当は、対象となりません。 弁護士委任費用保険金の額 = 損害の額 × (100% - 自己負担割合10%)	
		保険金種類	お支払いする保険金の額						
		法律相談費用保険金	法律相談（※3）の対価として弁護士に支払われるべき、事前に損保ジャパンの同意を得た費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談費用の保険金額を限度とします。 法律相談費用保険金の額 = 損害の額 - 自己負担額1,000円						
		弁護士委任費用保険金	弁護士委任（※3）によりトラブルを解決するために要する、事前に損保ジャパンの同意を得た着手金、報酬金、手数料、訴訟費用および諸経費（※4）を負担することにより被った損害に対し、弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士委任費用の保険金額を限度とします。なお、顧問料および日当は、対象となりません。 弁護士委任費用保険金の額 = 損害の額 × (100% - 自己負担割合10%)						
（注） 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ①被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子に原因事故が発生した時のお支払条件により算出した保険金の額 ②保険金請求権者が行った最初の法律相談または弁護士委任のうちいずれか早い時のお支払条件により算出した保険金の額									
（※1） 日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎります。									
（※2） 財物の盗難または詐欺にあったこと等による被害の場合は、警察への届出を行ったものにかぎります。									
（※3） 同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金が支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談および弁護士委任が行われたものとみなし、保険金の限度額を適用します。									
（※4） 諸経費とは、弁護士が、依頼者に対して着手金および報酬金等とは別に請求する郵便切手代、収入印紙代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、調査費用およびその他委任事務処理に要する費用をいいます。ただし、保証金、保管料、供託金およびこれらに類する費用を含みません。									
	（※） この保険契約で保険金の支払対象となるトラブルの原因事故によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らかな場合を除きます。								
	【トラブル固有の事由】 左記■に該当する場合 ⑰自動車等の所有、使用もしくは搭乗または管理に起因して発生した、被保険者または被保険者を親権者とする未婚の子が被った被害事故に関するトラブル ⑱医師等が行う診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防 ⑲あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等 ⑳薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示 ㉑身体美容または整形								
	など								

【弁護士費用補償（傷害総合保険）】

被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ（※）をされた場合等に、保険金をお支払いします。

（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

（注）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

●次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

- ①交通乗用具との衝突、接触等の交通事故 ②交通乗用具に搭乗中（※）の事故
③駅の改札口入ってから改札口を出るまでの間における事故 ④交通乗用具の火災 など

（※）正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内（通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害（国内外補償）	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑩交通乗用具による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 ⑪船舶に搭乗することを職務（養成所の生徒を含みます。）とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ⑫航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故 ⑬グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故 ⑭被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事するその作業に直接起因する事故 など
	後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金を限度とします。 後遺障害保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）	

（注）補償内容が同様のご契約（※1）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認ください。

（※1）傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

（※2）1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

【自転車総合保険】

被保険者が、日本国内において、自転車事故（自転車搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故または運行中の自転車に衝突、接触された事故）によりケガをされた場合等に、保険金をお支払いします。

（注）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

【急激かつ偶然な外来の事故】について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

（注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害（国内のみ補償）	死亡保険金	日本国内において自転車事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に生じた事故によるケガに対して、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ④地震、噴火またはこれらによる津波 ⑤自転車による競技、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 ⑥頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など
	後遺障害保険金	日本国内において自転車事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険年度ごとに、死亡・後遺障害保険金を限度とします。 後遺障害保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）	
	入院保険金	日本国内において自転車事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額 = 入院保険金日額 × 入院日数（事故の発生の日から180日以内）	
	通院保険金	日本国内において自転車事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額 = 通院保険金日額 × 通院日数（事故の発生の日から180日以内の90日限度） （注1）通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等（※）を常時装着したときはその日数について通院したものとなります。 （※）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 （注2）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任 (国内のみ補償)	賠償責任 (注)	日本国内において、自転車等の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等 ^(※1) を運行不能にさせたこと等によって、被保険者 ^(※2) が法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 (※1) 「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 (※2) この特約における被保険者は次のとおりです。 ①本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりません)。ただし、本人に関する事故にかぎりません。 ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりません)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 など

(注) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が出ない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の可否をご判断ください^(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

用語のご説明

用語	用語の定義	
【1回の入院】	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の疾病(前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係があると認められる疾病を含みます。)により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の疾病を被った場合は、当初の入院とその後の他の疾病による入院を合わせて1回の入院とみなします。	
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更することがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)	
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。	
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含まれません。	
【通院責任期間】	1回の入院について、最初の入院の開始日に始まり、最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過した日に終わる期間をいいます。	
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。	
【放射線治療】	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 ^(※) 。ただし、血液照射を除きます。 ②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※) 歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。	
【未婚】	これまでに婚姻歴がないことをいいます。	
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。	
【保険年度】	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合は、初年度については、保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。	
【原因事故】	法律相談または弁護士委任に至るトラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。 原因事故の発生時は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。	
	トラブルの種類	原因事故の発生の時
	1. 被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が被害を被った時
【財物】	2. 人格侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が精神的苦痛を初めて被った時
	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が所有、使用または管理する財産的価値を有する有体物(通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるものを含みます。)をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。	
	【財物の損壊】 財物の滅失、汚損または損傷をいいます。	
【被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子】	被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。	
【弁護士】	弁護士法(昭和24年法律第205号)の規定により、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録された者をいいます。なお、被保険者が弁護士の場合は、被保険者以外の弁護士をいいます。	
【法律相談】	弁護士法(昭和24年法律第205号)第3条(弁護士の職務)に規定する「その他一般の法律事務」に基づく法律相談をいいます。ただし、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等を含みます。	
【保険金請求権者】	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する法律相談または弁護士委任を行う者を含みます。	
【交通乗用具】	電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車、自転車、身体障がい者用車いす、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、キックボード(原動機を用いるものを含みます。)、ペダルのない二輪遊具等は除きます。	
【自転車】	ペダルまたはハンド・クラックを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車(レールにより運転する車、身体障がい者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を除きます。)およびその付属品(積載物を含みます。)をいいます。	
【配偶者】	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(※1)および同性パートナー(※2)を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。	
【親族】	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。	

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
- （※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
- ＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
 - ★被保険者の職業または職務（傷害総合保険の場合）（弁護士^(※)のちからプランを除きます。）
 - ★他の保険契約等^(※)の加入状況
- （※）「他の保険契約等」とは、自転車総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- *告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
 - ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。
- 弁護士費用補償において、ご加入初年度の保険期間の開始時（中途加入の場合は中途加入時）より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- ご加入初年度の保険期間の開始日より前に発病^(※)した疾病に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始日より前に発病^(※)した疾病であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて2年を経過した後に保険金の支払事由（入院を開始された場合や手術を受けた場合等）が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。
- （※）医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

3. ご加入後における留意事項（通知義務等）

- 【傷害総合保険（弁護士^(※)のちからプランを除きます。）】
 - 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合（新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。
 - 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
 - 追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
 - 傷害総合保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。
- プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

■扶養者が変わった場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

【共通】

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- ＜被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について＞
- 被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続き方法につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ＜重大事由による解除等＞
- 保険金を支払わせる目的でケガ等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ＜他の身体障害または疾病の影響＞
- すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガや病気の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始

- 保険責任は保険期間初日の午前0時に始まりです。
- *中途加入の場合は、保険料をお支払いいただいた日の翌日午前0時に保険責任が始まります。

【弁護士費用総合補償特約】

- 人格権侵害に関するトラブルについては、ご加入初年度の保険期間の開始日（中途加入の場合は中途加入日）からその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日（疾病の場合は、入院を開始した日あるいは手術を受けた日）からその日を含めて30日以内に通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 【弁護士費用総合補償特約】
- 被保険者が法律相談および弁護士委任をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく法律相談および弁護士委任をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- なお、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡されたときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。
- 【傷害総合保険（弁護士^(※)のちからプランを除きます。）】
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。
- （注）個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。
- なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
 - ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など
- 【自転車総合保険】
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- （注）日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。
- なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
 - ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など

【共通】

- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、紛争状況申告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類 など
③	傷害または疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など

ご加入に際して、特にご注意くださいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

	必要となる書類	必要書類の例
③	傷害または疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) ③法律相談費用または弁護士委任費用を負担した場合 法律相談または弁護士委任それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、法律相談費用または弁護士委任費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

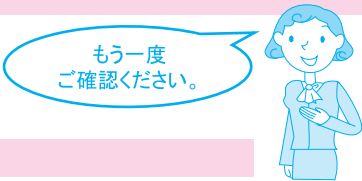
- (※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
(注1) 保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
- 前記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からのその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ケガによる入院・通院でお支払いする保険金が10万円以下の場合、お電話で入院・通院日数等をお申出いただくことにより、保険金をお支払いします。
(注1) ケガをされた時の状況や治療内容等により、別途書類をご提出いただく場合があります。
(注2) ケガをされた方（親権者の方）から直接損保ジャパンへお申出いただく場合にかぎりず。
(注3) 治療が終了されている場合にかぎりず。
- 病氣やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- 疾病保険特約にご加入の場合、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。
6. 保険金をお支払いできない主な場合
本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。
7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等
この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間（保険期間のうちいまだ過ぎていない期間）の保険料を返れいする場合があります。
(注) ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。
また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。
詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
8. 保険会社破綻時の取扱い
引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。
(1) 保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。
(2) 保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割（注）までが補償されます。
(注）保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなる場合があります。
9. 個人情報の取扱いについて
○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。
なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。
申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。
お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ☐ 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
- ☐ 保険金額
- ☐ 保険期間
- ☐ 保険料、保険料払込方法
- ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと



2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

- 以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。
内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。
- ☐ 被保険者（保険の対象となる方）の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
 - ☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
 - ☐ 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。
- 【補償重複についての注意事項】
補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。
- 【傷害総合保険にご加入になる方のみご確認ください】
☐ 職種級別はご加入いただく契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A 級	下記以外
B 級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石業者、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業業者

※1 オートデスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。
※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません

3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- ☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

ご加入者限定電話相談サービス（SOMPO 健康・生活サポートサービス）

弁護のちからは、電話相談サービスを無料でご利用いただけます。

SOMPO 健康・生活サポートサービスは、損保ジャパンの弁護のちからにご加入いただいている皆さまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。

サービスメニュー

- 健康・医療相談サービス
- 介護関連相談サービス
- 人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス
- 医療機関情報提供サービス
- 専門医相談サービス（予約制）

- 法律・税務・年金相談サービス（予約制・30分間）
一般的な法律・税金に関する相談に、弁護士、司法書士または税理士がお答えするものです。
- メンタルヘルス相談サービス
- メンタルITサポート（WEBストレスチェック）サービス

（注1）本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。

（注2）ご相談の際は、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。

（注3）ご利用は日本国内からにかぎります。

（注4）ご相談内容やお取次事項によっては有料となるものがあります。

（注5）本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（注6）ご利用いただく際は、加入者証等に記載のSOMPO 健康・生活サポートサービス専用電話番号までご連絡ください。

万一、事故にあわれたら

事故のご連絡について

（受付時間：24時間365日）

事故にあわれたときは、ただちにお近くの損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。事故の発生の日から30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

賠償しなければならないと思われる事故が発生した場合は、事故の対応につきご相談ください。あらかじめ損保ジャパンとご相談されず賠償金を支払われた場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

損保ジャパン事故サポートセンター

TEL 0120-727-110

保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

●指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

（ナビダイヤル）0570-022808（通話料有料）

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

損保ジャパンお問い合わせ先

（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

福島地区 （東北地区）	福島支社	〒960-8105 福島市仲町9-16 4F	TEL 024-523-1310
郡山地区	郡山支社	〒963-8877 郡山市堂前町6-4 郡山堂前合同ビル 4F	TEL 024-927-8570
会津地区	会津支社	〒965-0024 会津若松市白虎町225 日通会津ビル 3F	TEL 0242-24-6122
白河地区	白河支社	〒961-0856 白河市新白河3-141 損保ジャパン白河ビル 2F	TEL 0248-22-9516
相馬地区 （相双地区）	南相馬営業所	〒975-0008 南相馬市原町区本町1-93 損保ジャパン原町ビル 2F	TEL 0244-22-4014
いわき地区	いわき支社	〒970-8026 いわき市平字田町120 いわき駅前再開発ビル「ラトブ」 7F	TEL 0246-25-2134

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。

必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります）。

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●加入者カードは大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者カードが届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

取扱指定代理店（貴校担当）

取扱幹事代理店

有限会社 プロエージェント

〒960-8134 福島市上浜町3-18 武甚ビル2F



損害保険ジャパン株式会社